

### 3. 規模による制限（法 21 条）

大規模木造建築の火災は消化が困難かつ倒壊時の周辺への影響が大きいことから、階数と高さ（法 21 条 1 項）、延床面積（法 21 条 2 項）に応じて制限を受けます（図 21 参照）。

| 高さ16m以下*1       |  |                 |           | 高さ16m超*1        |  |                 |     |
|-----------------|--|-----------------|-----------|-----------------|--|-----------------|-----|
| 階数制限無           |  | 耐火構造又は火災時倒壊防止構造 |           | 階数制限無           |  | 耐火構造又は火災時倒壊防止構造 |     |
| 地階を除く階数が4以下の建築物 |  | 75分間準耐火の措置*2    |           | 地階を除く階数が4以下の建築物 |  | 75分間準耐火の措置*2    |     |
| 地階を除く階数が3以下の建築物 |  | その他の建築物         | 周辺危害防止構造  | 地階を除く階数が3以下の建築物 |  | 1時間準耐火の措置*2     |     |
| 地階を除く階数が2以下の建築物 |  |                 |           | 地階を除く階数が2以下の建築物 |  | 30分の過熱に耐える措置*2  |     |
| 平屋              |  |                 |           | 平屋              |  |                 |     |
| 延べ面積            |  | 3,000㎡以下*3      | 13,500㎡以下 | 延べ面積            |  | 3,000㎡以下*3      | 無制限 |

\*1 倉庫や車庫に類する特殊建築物は、16mではなく13mになります。

\*2 火災倒壊防止建築物とすることもできます。建築物の主要構造部の構造（各部位）は、上位の構造によって下位の構造の性能を満足する包含関係にあります。一方、火災時倒壊防止構造は、計算によって45分間以上の性能の構造となる場合がありますので、この包含関係からは外れています。ただし、計算によって表内の構造よりも下位の性能の構造となった場合でも建築することが可能です。

\*3 延べ面積が3,000㎡を超える場合は、「壁等」によって有効に区画することで面積制限を回避することができます。

図 21. 特殊建築物の構造制限

### 内装制限

建築基準法では、可燃物の多い用途や排煙のための開口部がないなど、フラッシュオーバー（火災により、室内の可燃物が熱分解し発生する引火性ガスの充満によって爆発的な延焼火災となる現象）を早める要素をもつ空間に対して、用途、規模、構造及び開口部の条件から、壁及び天井の室内に面する部分の内装を燃えにくい材料で仕上げることが義務付けられています（表 8 参照）。

表 8. 特殊建築物の用途・規模による内装制限

| 用途等   | 制限の対象となる構造と用途に供する床面積   |   |               | 内装材料（天井・壁）                                      |       |
|---|--|---|---------------|---|-------|
|   | 耐火建築物もしくは特定準耐火建築物、周辺危害防止建築物（1時間以上）   | 準耐火建築物、火災時倒壊防止建築物（1時間未満）、避難時倒壊防止建築物（1時間未満）、周辺危害防止建築物（準耐火構造） | その他           | 用途に供する居室  | 通路等   |
| ①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等                                    | 客室が400㎡以上  | 客室が100㎡以上   |               | 難燃材料<br>※床面から1.2m以下の壁を除く<br>※3階以上の建築物の天井は、準不燃材料 | 準不燃材料 |
| ②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等         | 3階以上の部分の合計が300㎡以上  | 2階部分の合計が300㎡以上  | 床面積の合計が200㎡以上 |   |       |
| ③百貨店、マーケット、展示場、カフェ、飲食店等                                     | 3階以上の部分の合計が1,000㎡以上  | 2階部分の合計が500㎡以上  |               |   |       |
| 地階、地下工作物内の①～③の用途<br>自動車車庫、自動車修理工場<br>無窓の居室（天井高が6mを超えるものを除く） | 全て   |   |               | 準不燃材料   |       |
| 火を使用する調理室、浴室、ボイラー室、作業室等                                     | 階数2以上の住宅の最上階以外の階にあるもの、住宅以外の建築物（いずれも特定主要構造部が耐火構造の場合を除く）   |   |               | -   |       |
| 大規模建築物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・階数3以上で延べ面積500㎡超</li> <li>・階数2以上で延べ面積1,000㎡超</li> <li>・階数1以上で延べ面積3,000㎡超</li> </ul> |   |               | 難燃材料<br>※床面から1.2m以下の壁を除く                        | 準不燃材料 |

### 木造を採用しやすい建物の用途

防火・耐火の制限がある中で、木造を採用しやすい建物用途として以下の用途があげられます。

このほか、保育園や幼稚園、共同住宅などは、2階建以下の小規模なものであれば、耐火構造の制限を受けません。内装の木質化と合わせ、木の安らぎを感じられる空間を創出できます。

#### 事務所

特殊建築物に該当しないため、用途上の防火・耐火の制限がなく、小規模であれば、木造で計画しやすい建物です。また、内装の木質化は、執務環境の向上に寄与します。

#### 2階以下の小規模な店舗

内装制限は受けませんが、耐火構造の制限は受けません。木造化によって、社会課題に取り組む企業イメージの向上にも繋がります。

# 劣化防止とメンテナンス

気温が高く、降水量も多い鹿児島県は、他の地域に比べ、木材の劣化を引き起こしやすい環境にあります。建築物の性能を長期にわたり維持するためには、維持管理体制の整備と、適切な維持保全を実施していくことが重要です。また、木材特有の劣化現象を知ること、設計時から劣化対策を講じることができます。

## 気象による劣化

木材を屋外にさらすと、紫外線により毛羽立ちや割れが発生し、やがて変色します。表層で起こるため、木材強度に直接影響はしませんが、放置すると隣接する構造材料の腐朽等を誘発する可能性があります。

太陽光や雨水が主な要因となるため、庇の設置や、軒の出を深くすることが対策となります。また、塗装による表面処理も有効です。

## 生物による劣化

生物による主な劣化要因として、腐朽と蟻害があります。いずれも、共通する4つの生育条件が整ったときに活発となるため、条件が揃わないようコントロールが必要です（図 22 参照）。

栄養（木材）

木造である以上、栄養分を無くすことはできない。  
防腐・防蟻処理された製品を使うか、一部の高耐性樹種（ヒノキ、ヒバ）の心材などを採用することで対策する。

温度

活動の適正温度は、腐朽菌が 20～30℃、シロアリが 10～30℃程度であり、鹿児島ではほぼ一年中、活動できてしまう。  
断熱性能の高まりも含め、断つことが難しい条件である。

酸素

水中の様な、外気に触れない環境下では、木材は腐朽しにくくなる。  
外気に触れる以上、酸素の供給を断つことはできないため、他の生育条件を制御することが必要。

水分

腐朽菌の生育やシロアリの活動は、木材の含水率が約 30%（繊維飽和点）以上であることが条件となる。  
JAS材であれば、規定により、含水率 20%以下が保証される。

参考：「建築知識 2024 年 2 月号」（三輪浩之、株式会社エクスナレッジ）

図 22. 4 つの生育条件

表 9. 施設の性能に影響を与える木材の経年劣化

| 現象           | 建築物への影響例  | 主な発生要因   | 発生しやすい部材、部位  |
|--------------|---|--|--|
| 腐朽           | ・断面欠損及び軟化による耐力の低下<br>・床のへこみ及び振動の発生による居住性の低下<br>・仕上げ材の意匠性の低下 | ・褐色腐朽菌<br>・白色腐朽菌                                     | ・耐朽性の低い樹種を用いた部材<br>・土台、柱脚、床組<br>・雨掛かり、水回りの木質仕上げなど<br>・接合金物との接触面（結露する部分）<br>・北面及び西面の部位、部材 |
| 蟻害           | ・断面欠損による耐力の低下<br>・床の振動の発生による居住性の低下<br>・仕上げ材の意匠性の低下          | ・ヤマトシロアリ<br>・イエシロアリ<br>・ダイコクシロアリ<br>・アメリカカンザイシロアリ    | ・耐蟻性の低い樹種<br>・土台<br>・地面から 1 m 以内の湿った部材<br>※乾材を好む種類もいる                                    |
| 虫害           | ・孔による意匠性の低下<br>・断面欠損による耐力の低下                                | ・キクイムシ類<br>・ナガシクイ類 ほか                                | ・広葉樹の偏材<br>・竹材   |
| 干割れ          | ・意匠性の低下<br>・内部露出による耐朽性の低下<br>・接合部のせん断耐力の低下                  | ・部材内に生じた含水率勾配（表面と内部の縮小量の差による）                        | ・雨、風、太陽光などに直接さらされる部材<br>・湿度の変動が大きい環境の部材<br>・空調機の温風が直接あたるような部材                            |
| 変形           | ・隙間等による意匠性、気密性、居住性の低下                                       | ・湿度の変化による含水率の変動                                      | ・雨、風、太陽光などに直接さらされる部材<br>・湿度の変動が大きい環境の部材  |
| 凍害           | ・外装塗料の剥がれによる意匠性の低下  | ・水分の凍結融解   | ・寒冷地における湿りやすい箇所、部材   |
| 変色           | ・意匠性の低下<br>・耐力の低下（腐朽を伴う場合）                                  | ・菌類、藻類<br>・金属イオン<br>・接着剤中の酸、アルカリ<br>・太陽光<br>・モルタル など | ・発生要因の生育環境下の部材、部位<br>・発生要因と接触する部材、部位   |
| 目やせ          | ・意匠性の変化<br>・耐久性の低下  | ・太陽光<br>・風による砂、粉塵                                    | ・太陽光や風に直接さらされる部材   |
| 摩耗（床材）       | ・機能性の低下（歩行障害や建具の動作不良など）<br>・意匠性の低下                          | ・人の歩行<br>・建具の動き<br>・塵埃の作用 など                         | ・床、階段、敷居   |
| 傷、へこみ、ささくれ   | ・意匠性、居住性、耐久性の低下   | ・物の接触、衝突<br>・重量物の荷重                                  | ・床、壁   |
| 白華           | ・防火性能、意匠性の低下  | ・防火薬剤<br>・水分（乾湿繰返しで薬剤粉が析出）                           | ・雨掛かり、水回りの部材など   |
| 塗装面の劣化       | ・意匠性、耐久性の低下   | ・太陽光<br>・水分  | ・太陽光の直接さらされる部材<br>・雨掛かり、水回りの部材など   |
| 接着層の剥離（集成材等） | ・意匠性、耐久性の低下<br>・接合部のせん断耐力の低下                                | ・湿度の変化による含水率の変動                                      | ・集成材等の接着層、その周辺<br>・雨、風、太陽光などに直接さらされる部材<br>・湿度の変動が大きい環境の部材<br>・空調機の温風が直接あたるような部材          |
| 構造用金物の腐食     | ・断面欠損による耐力の低下   | ・水分<br>・塩分<br>・大気汚染物質<br>・温泉地の腐食性ガス                  | ・雨掛かり、水回りの接合部<br>・湿度が高い環境の接合部  |
| 接合部の不具合      | ・ゆらみ、隙間等による耐久性の低下   | ・水分<br>・振動（地震・風圧、車・人の通行等）                            | ・接合部全般   |

「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（資料編）」（国土交通大臣官房官庁営繕部）より作成

## 建築計画上の配慮

木材の劣化要因の多くは、湿潤な環境に起因するものが多くあります。日陰や雨水のコントロールについて、計画段階から配慮すると良いでしょう。また、施工性や点検に配慮し、修繕や設備更新等の維持管理のコストを抑えることも意識しましょう。

### 配置計画

隣接建物との距離が極端に近かったり、壁面が常に日陰となりような植栽があると、水分が乾燥しにくい状況となり、壁仕上材や構造体の劣化を招く要因となります。

### 平面計画

平面計上が複雑で入り組んでいると、外壁入り遇部等に湿気等が滞留しやすくなるほか、屋根の施工性の悪化から、漏水を引き起こしやすくなります。

### 断面計画

道路面と敷地との高さ関係はもちろんですが、雨水の跳ね返りや地盤からの湿気を考慮し、基礎立ち上がり高さを一定以上設けることが望ましいです。軒の出が小さいと、外壁面に雨水が掛かりやすくなり、ひび割れや防水性能の劣化と重なり、壁体内への浸透を許してしまいます。

### メンテナンス性

再塗装や保守・点検など、維持管理が効率的かつ安全に実施できるよう、点検用はしごやキャットウォーク、点検口等により、アクセスを確保する事が望ましいです。足場を必要としないような工夫は、維持管理費用の削減にも繋がります。

### 更新性

建物を長期的に使用していく上で耐用年数を迎える部材（木質パネル、設備機器類等）は、標準的で交換しやすい仕様にする、更新が経済的かつ容易に行えます。また、耐用年数が異なる部材の道連れ工事が最小限となるよう、部材同士の取り合いの配慮や、動線・スペースの確保も必要です。

表 10. 建築物に木材を使用する際のチェックポイント一覧

| 部位            | チェックポイント   |
|---------------|--|
| 床下            | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 床下を点検しやすいように点検口（複数）、床の高さを確保している。</li> <li><input type="checkbox"/> 床下に配置される構造材には耐久性の高い木材・木質材料を用いている。</li> <li><input type="checkbox"/> 床下は、べた基礎などコンクリートで覆う構造となっている（北海道などの一部地域を除く）。</li> <li><input type="checkbox"/> 基礎の配管回りなどの隙間には、防蟻性のあるシーリング材の充填などの防蟻性を講じている。</li> <li><input type="checkbox"/> 基礎外側に断熱材を施工する（基礎断熱等）場合、断熱材と地盤との縁を切るなど、シロアリが侵入しにくい措置を講じている。</li> </ul>   |
| 屋根・屋上         | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 谷部を少なくするなど、雨水が適切に排水される計画となっている。</li> <li><input type="checkbox"/> パラペットや壁・屋根の取り合い部の防水立ち上がりなどの寸法が適切に確保されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 地面での雨水の跳ね返りなどが生じない又は生じても木材を用いる部分に作用しない距離と対策が確保されている。</li> <li><input type="checkbox"/> といの清掃など、日常的な維持保全が可能につくりとなっている。</li> </ul>   |
| 外装材<br>(非構造材) | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外装材が軒や庇によって雨や紫外線から保護されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 外装材の隙間から雨水が侵入した際に、壁体内の木材に雨水を作用させないつくりとなっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 外装材として利用する木材を長持ちさせるためには、定期的な再塗装及び交換が必要であることを理解している。</li> <li><input type="checkbox"/> 木材の厚みなどにより防耐火性能を確保している場合、痩せ等の変形が生じないよう、適切に維持保全を行うことを理解している。</li> </ul>   |
| 躯体と接合部        | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 躯体は計画耐用年数の間、交換等を要しないつくりとしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 外壁通気工法等、軸組みの乾燥を保つくりとしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 点検や修繕がしにくい部材などは、耐久性の高い材料を用いている。</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外に現して用いる躯体は、外装材と同様、雨水や紫外線からの保護、再塗装等が必要であることを理解している。</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外に現して用いる躯体は、木口面を金属製の笠木で覆うなど雨水作用を抑えるつくりとしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 接合部は水がたまりにくい納まりとするなど、環境に応じたつくりとしている。</li> </ul> |
| 外部建具          | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 開口部回りの防水納まり、外壁との取り合い部（シーリング等）の維持保全について理解している。</li> <li><input type="checkbox"/> （木製建具とする場合）外側の枠材には、外装木材と同様の変化が生じることを理解している。</li> </ul>   |
| 内装材           | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 内装材に使用する木材は、割れや変色などの経年変化が生じることを理解している。</li> <li><input type="checkbox"/> 高温となる室内環境下では、結露の派生に伴う腐朽が生じる場合があることを理解している。</li> </ul>   |

出典：中規模建築物建築物に木材を使用する際についておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計時の工夫（公益財団法人日本住宅・木材技術センター）

# その他コストに関する木材のメリット

ここまで、一般流通材の活用や、効率的な構造計画を通して、建築時のコスト削減に繋がる考えについて記載してきましたが、本項では、鉄骨造やRC造と比較した時の木造を選択するメリットを紹介します。

## 建物重量と工事費

令和6年度に作成した「非住宅建築の木造化に係るコスト比較集」において、200㎡/階の事務所をモデルに、平屋建、2階建、3階建のそれぞれで木造及び鉄骨造とした場合の建設コストを検証したところ、全てのモデルにおいて、木造の方が安価となりました（表11参照）。

また、一般社団法人木を活かす建築推進協議会の報告書（平成27年度）において検証された、実在の保育園（木造）をモデルに、鉄骨造、RC造とした場合のコスト比較においても、木造が最も安価となる結果が示されています。

木造の方が有利な点として、基礎が小さく済むことが挙げられます。一般的に、木造に比べ、その他構造の躯体重量は重く、より高い性能を基礎に求めます。その結果、同じ基礎種別でも、サイズアップに伴う鉄筋量やコンクリート量、土工事の増加により、費用の差が生じます。

また、先述のコスト検証は、いずれの構造においても地盤の影響がない想定としていますが、建物重量の差は地耐力にも影響することから、地盤改良等の有無により、更に工事費の差が生じることが予想されます。

## 税制面

税金についても、一種の運用コストと考えられます。税制面における木造建築物の特徴として、他の構造に比べ、法定耐用年数が短い点があります（表12参照）。

法定耐用年数が短い場合のメリットとして、短期間でより大きい額を費用として計上できる（表13参照）ため、減価償却期間中は、比較的高い節税効果を見込めます。特に倉庫や店舗については、早期の資金回収、再投資が望まれる傾向にあるため、木造の方が減価償却上のメリットが大きいという考え方ができます。

そのほかの要素として、固定資産税など建物の評価額を計算根拠とする税は、木造の方が安くなる傾向がある一方、火災保険料は、木造（耐火建築物等ではない場合）の方が高くなります。運用期間の想定によっては、構造の違いが大きな差を生む可能性があります。

表12. 構造・用途別の法定耐用年数

| 用途      | 木造 | 鉄骨造* | RC造 |
|---------|----|------|-----|
| 事務所     | 24 | 38   | 50  |
| 店舗      | 22 | 34   | 39  |
| 飲食店     | 20 | 31   | 41  |
| ホテル・病院等 | 17 | 29   | 39  |
| 公衆浴場    | 12 | 27   | 31  |
| 工場・倉庫   | 15 | 31   | 38  |

※骨格材の肉厚が4mmを超えるもの（年）  
「主な減価償却資産の耐用年数表」（国税庁）より作成

表13. 病院をモデルとした減価償却試算

| 構造<br>(法定耐用年数) | 木造耐火<br>(17年) | RC造<br>(39年) |        |
|----------------|---------------|--------------|--------|
| 収入             | 200,000       | 200,000      |        |
| 支出 費用          | 150,000       | 150,000      |        |
| 減価償却費①         | 29,400        | 12,820       |        |
| 営業収支           | 20,600        | 37,180       |        |
| 支払い利息          | 4,000         | 4,000        |        |
| 経常収支           | 16,600        | 33,180       |        |
| 法人所得税等         | 4,937         | 9,868        | -4,931 |
| 税引き後利益②        | 11,663        | 23,312       |        |
| 返済原資①+②        | 41,063        | 36,132       |        |
| 元金返済           | 14,000        | 14,000       |        |
| 繰越剰余金          | 27,063        | 22,132       | +4,931 |

（千円）

〈試算の条件〉  
 ※医療法人等を課税事業者と仮定し、以下の条件で建物を整備してみた場合の試算  
 ○建築費：500,000千円の建物（病院・福祉施設）を防火地域にて建設した場合  
 ○銀行借入：200,000千円（年利2%、15年返済）  
 ○元金返済額（年額）：約14,000千円  
 ○利息返済額（年額）：約4,000千円  
 ○法人実効税率：29.74%

**年間約500万円のメリット**

※社団法人日本ツーバイフォー建築協会／カナダ材産業審議会  
 「ツーバイフォー耐火構造による高齢者福祉施設づくり」を参考に林野庁で試算  
 出典：「民間建築物等における木材利用の現状と展開」（林野庁）

表11. 木造：鉄骨造コスト比較

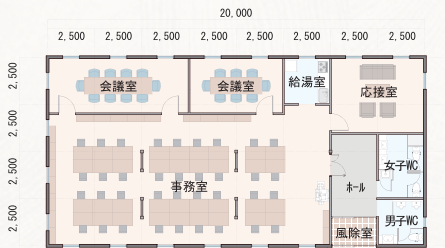
※直接工事費のみ

| モデル | 木造      | 鉄骨造     | 差額      |
|-----|---------|---------|---------|
| 平屋建 | 59,041  | 65,897  | ▲6,856  |
| 2階建 | 110,772 | 126,222 | ▲15,450 |
| 3階建 | 158,411 | 180,134 | ▲21,723 |

（千円）

モデル概要  
 用途：事務所 建築面積：200㎡  
 構造：木造 / 鉄骨造 延べ面積：200×（階数）㎡

設定条件  
 ・同等の規模、仕様仕上げとする。  
 ・外断熱工法とし、同等の仕様とする。  
 ・耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物とする。  
 ・設備工事は同様の仕様とする。  
 ・地盤改良等の不要な地盤とする。  
 ・用途地域の制限は無いものとする。  
 ・防火地域の制限は無いものとする。



1階平面図（木造・平屋建）

「非住宅建築の木造化に係るコスト比較集」より抜粋

## ランニングコストの低減

運用時の費用（ランニングコスト）は、建設時の費用（イニシャルコスト）のより高額であり、イニシャルコストの4倍ほどとする試算もあることから、ランニングコストの低減についても重要となります（図 23 参照）。

ランニングコストには、電気料金や水道代といった運用コストのほか、点検・保守費用、修繕費といった保全コストが含まれます。

運用コストについては、計画段階からパッシブ技術やアクティブ技術を取り入れ、省エネルギー性能を高めることで、冷暖房や照明による負荷の低減が期待できます（図 24 参照）。

保全コストについても、木材の特性を理解し、適切な使い方をするすることで、軽微なメンテナンスで長期にわたり健全に保つことができます。

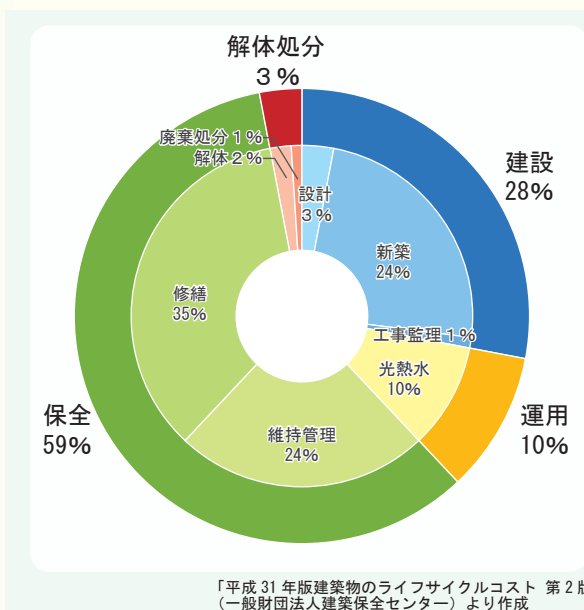


図 23. 小規模事務庁舎の LCC

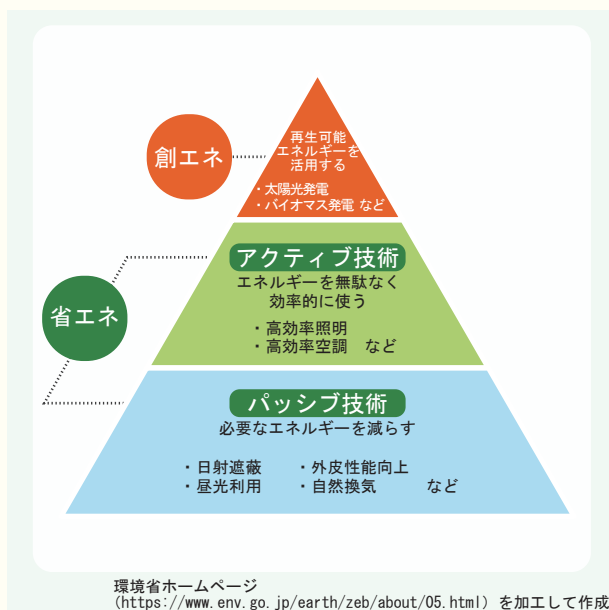


図 24. 建物の消費エネルギーを減らす技術

鹿児島県では、令和 6 年度に「非住宅建築物の木造化にかかるコスト比較集」を作成しております。本手引きと併せてご活用ください。

### 内 容

- ・ 低層事務所の構造別（木造／鉄骨造）コスト比較
- ・ 鹿児島県内の木造建築物事例集
- ・ 補助事業概要など木材利用に関するトピックス

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad10/sangyo-rodo/mokuzairiyou/kosuto/kosuto.html>



▲閲覧はこちら



# 参考資料

本項では、中央省庁や全国的な業界団体等が公開している、非住宅建築物の木造化に関する資料を掲載しました。より詳細な内容について調べる際に、お役立てください。

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築物木造工事標準仕様書（令和7年版）  
木造計画・設計基準（令和7年改定）  
木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する 整備のための留意事項（本編／資料編）  
木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項  
公共建築物における木材利用の導入ガイドライン（全国営繕主管課長会議付託事項）  
官庁施設における木造耐火建築物の整備指針

## 文部科学省

木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例  
木の学校づくり ―その構想からメンテナンスまで―（改訂版）  
木の学校づくり ―木造3階建て校舎の手引き―  
JIS A 3301を用いた木造校舎に関する技術資料

## 林野庁

科学的データによる木材・木造建築物のQ&A  
はじめよう！中大規模木造

## 公益財団法人 日本住宅・木造技術センター

非住宅・木造低層小規模建築物施工管理図書作成の手引き 令和6年度改訂版  
中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫  
中規模ビルの木造化のすすめ 中規模ビル3階建て事務所の木造化標準モデル 設計の手引き  
低層小規模建築物木造化のすすめ これからの事務所建築は木造でつくる時代です  
木造低層小規模建築物の実践方策の手引き～非住宅建築物の木造化に向けて～

## 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

中大規模木造設計セミナーテキスト  
横架材の国産材活用マニュアル  
中大規模木造建築のプレカット図の読み方セミナーテキスト

## 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

ここまでの木造建築のすすめ 改訂版  
平成27年度補正 木材・木造建築の物性的特質 報告書  
地域材活用の中大規模木造建築物実現の手引き  
木造建築物の耐久性向上のポイント【設計編】  
ここまでの木造建築の計画 第2版

## 日本集成材工業協同組合

中大規模木造建築の担い手講習テキスト～木質構造材の製作（加工）・施工～第4版

## はじめての非住宅木造

かごしま材で木造建築物を設計するための手引き  
令和8年2月 発行

[問合せ先]

鹿児島県環境林務部かごしま材振興課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL : 099-286-3366

